

南沢五丁目 イオンショッピングセンター誘導の取り組みについてお知らせします

市では現在、市南部地域の南沢五丁目地内にある企業所有のグラウンド跡地（約5・5㍍）に、イオンショッピングセンターを誘導する取り組みを進めています。

この取り組みは、16年3月の市議会定例会における施政方針で表明した「都市計画マスタープランに沿った土地利用に計画的に誘導する考え」に基づくものです。

今号では、この取り組みに関する今までの経緯や現状、今後の予定などについてお知らせします。詳しくは都市計画課土地利用係内線2711へ。

取り組みの経緯

市は12年の都市計画マスタープラン策定後4年余りが経過した時点で、市南部地域の南沢五丁目地内にあった3つの大規模な未利用地のうち

この考えは、約5・5㍍の

土地すべてを住宅とするよりは、地域の活性化や市の税収

構造の改善などにつながる土地活用が、市のまちづくりにとって望ましいとの判断から決めたものです。既に15年度中に土地所有者から土地活用に関する事前相談があり、市側のまちづくりの考え方などについて理解・協力が得られたことから、16年度に市の考えなどを具体化する計画策定業務に着手しました。その後17年5月に、土地所有者からイオン株式会社による商業施設の開発を行いたいとの報告を受け、市としても本格的に地区計画制度活用を検討と地区内の施設整備のあり方などについて、都などの関係機関

店舗規模の概要

(18年1月・環境影響評価調査計画書による)

項目	内容等
商業施設棟	地上4階
	店舗 1～3階
	駐車場 4階、屋上
立体駐車場棟	地上4階
	駐車場 1～4階、屋上
延べ床面積	約95,100㎡
	商業施設棟 約74,800㎡
	立体駐車場棟 約20,300㎡
駐車台数	約2,020台
	商業施設棟 約1,170台
	立体駐車場 約850台

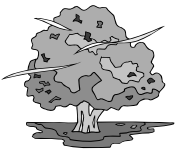
との協議を進めて基本的な方針（案）をまとめてきました。また、現行の用途地域については住居専用地域（第一種中高層）なので、都市計画マスタープランに沿った土地利用へ計画的に誘導するために、この地区計画策定業務の中で用途地域を近隣商業地域に変更していくことになりました。

取り組みの現状

市では17年11月・18年5月にかけて、当該地区での地区計画制度を活用した取り組みに関する基本的な方針（案）について、周辺住民や地区計画対象区域内の権利者等を対象とした説明会を開催し、アンケート調査などを行いました。

取り組みの今後

当該地区での地区計画制度を活用した取り組みのうち「地区計画」に関しては、都市計画決定をすることが必要です。



手続としては、事前に都市計画審議会に諮って答申を得ることになります。しかしながら前出の「取り組みの現状」でも述べたように、市としては「出店に伴う心配や不安を

た。頂いたご意見・ご要望の中には、市の考えである「地域の活性化や市の税収構造の改善」にご理解をいただいたもの、出店を楽しみにするもの、その一方で、出店した場合に予想される交通渋滞や排気ガスによる生活環境や健康面への悪影響に不安や懸念を寄せるものなど、賛否両論さまざなものがありました。市としても、出店に伴う心配や不安をできるだけ解消する努力が必要不可欠と考えていました。

この間、事業者は環境アセスメントに着手したところでしたので、頂いたご意見・ご要望などを事業者者に伝えるとともに、対策を講じるよう要請・指導をしていくことになりました。市としても、周辺道路の整備をできる限り進めるなどの対応を図っていくことにしました。

区域周辺の都市計画道路や所沢街道などの幹線道路の整備予定については上図をご覧ください。また、市道整備についても、整備可能な箇所から順次着手をしています。

きるだけ解消する努力が必要不可欠」との判断から、都市計画審議会に諮る時期は、現在事業者が行っている環境アセスメントに対する都・環境影響評価審議会の答申を得てから行うことにしました。

なお、都市計画審議会に諮る時期は19年3月ごろをめどにしています。

市では今後もイオンショッピングセンター誘導の取り組みについて、市民の皆さんのご意見・ご要望を十分に踏まえて進めていきますので、ご理解・ご協力をよろしく願います。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	6日・13日	弁護士	11月30日(木)	市役所2階相談室
	20日・27日		12月14日(木)	
登記相談	6日(水)午後1時から	司法書士	12月1日(金)	
表示登記相談	6日(水)午後1時から	土地家屋調査士	12月1日(金)	
税務相談	13日(水)午後1時から	税理士	12月8日(金)	
人権身の上相談	20日(水)午後1時から	人権擁護委員	12月12日(火)	
不動産相談	20日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	12月15日(金)	
交通事故相談	27日(水)午後1時から	弁護士	12月21日(木)	
相続・遺言・成年後見等手続相談	13日(水)午前10時から	行政書士	12月7日(木)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	
女性の悩みごと相談	4日・11日	女性カウンセラー	11月20日(月)	男女平等推進センター
	18日・25日		12月4日(月)	
女性弁護士による法律相談	1日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	11月17日(金)	市役所1階屋内ひろば
耐震相談	13日(水)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	
教育相談室	火曜～土曜日	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)	
	月曜～金曜日		滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

12月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	13日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	8日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	24時間随時 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
動物なんでも相談	15日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所2階相談室
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所6階ワークコーナー
住宅増改築相談	14日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会	市役所2階相談室
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)
電話なんでも相談(東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア相談員	東久留米市社会福祉協議会

《訪問します》

妊婦訪問相談	訪問希望の方は健康課 ☎477・0022	助産師	ご自宅
--------	----------------------	-----	-----

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。